

米国・中国知的財産権訴訟判例解説(第36回) 中国における標準特許のライセンス条件 ~公平、合理的かつ非差別的であるか否か~

徐斌、寧波路宝科技実業集団有限公司 上訴人(原審原告) 河北易徳利ゴム製品有限責任公司 上訴人(原審被告)

> 河北冀通路橋建設有限公司 被上訴人(原審被告)

> > 河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国では2011年~2013年にかけて通信技術における標準特許のライセンス条件をめぐる訴訟¹が増加した。訴訟判決を受けて第4次改正専利法では権利濫用の防止規定が設けられ(専利法第20条)、また司法解釈においても公平、合理、非差別の原則に基づいて実施許諾条件を確定しなければならない旨規定された(最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)第24条第1項)。

本事件では、特許権者が道路工事分野における標準必要特許を有しており、その許諾を受けなかった被告の侵害責任及び損害賠償責任が争点となった。

最高人民法院は、特許権者は、公平、合理、非差別の原則に違反していないことから被告の特許権侵害を認め、また過失があったとして300万元(約6千万円)の損害賠償を認める判決²を下した。

2. 背景

(1) 特許の内容

徐斌(原告)は「特大抗たわみ櫛型橋梁伸縮継手装置」と称する中国発明特許第 200410049491.5号(以下491特許)を所有している。491特許は2004年6月16日に出願され2007年8月22日に登録された。

^{1 2013}年10月16日広東省高級人民法院判決(2013) 粤高法民三終字第305号

² 最高人民法院2022年6月30日(2020)最高法知民終1696号